

京都女子大学図書館所蔵「覚（早川太兵衛大坂鎧場之次第）」の 翻刻と基礎的考察

堀 智 博

はじめに

京都女子大学図書館所蔵「覚（早川太兵衛大坂鎧場之次第）」（以下、「次第」とする⁽¹⁾）は、大坂落人（豊臣方敗残兵）の早川太兵衛の戦功覚書である。

本史料は、慶長二十年（一六一五）五月七日における大坂夏の陣の激戦の一つである岡山表の戦いについて、豊臣方の視点から書き記されたものである。そこには実際に戦闘に加わった当事者ならではの、生々しい実体験が記されている。加えて、大坂の陣後に早川太兵衛が、岡山表の戦いにおける鎧相手であった加賀藩士たちと、敵味方を越えた関係を結んでいたことも記されている。一般に、豊臣方の戦闘の経過や、戦後における落人たちの動向については、豊臣方が敗者であり、関連史料がほとんど残されていないため、詳細を把握することが難しい。そのため、「次第」は、豊臣方の戦闘や大坂落人のその後を確認できる、貴重な史料と言える。

実は、この「次第」とほぼ同じ内容をもつ「大坂合戦覚書」（以下「覚書」とする）という名の史料が、『大日本史料』第十二編⁽²⁾に収録されている。後述するように、両史料を比較すると記述に若干の相違が見ら

れ、「次第」には「覚書」にはない、独自の史料情報が残されていることが確認できる。そうしたことから、本稿では、「覚書」との相違点を示しつつ、あらためて「次第」の全文を翻刻紹介して、大坂の陣研究の素材を追加したいと思う。

一 早川太兵衛の経歴

はじめに、「次第」の主人公である、早川太兵衛の経歴を確認したい。太兵衛の経歴については母利美和や柏木輝久の研究⁽⁴⁾で紹介されている。これらの研究によれば、その概略は以下の通りである。早川太兵衛は実名を「勝正」といい、天正二年（一五七四）に、丹波国を拠点とする小早川家に生まれた⁽⁵⁾。勝正の父・光重は明智光秀に仕えた後、各地を転戦した。勝正の前半生は史料上ほとんど明らかに出来ない。時期は不明だが、太兵衛の叔父の小早川元重が小早川家を相続するのに伴い、勝正は分家・独立して「早川太兵衛」を名乗るようになる。慶長一九年（一六一四）、徳川家と豊臣家の関係が悪化し戦が不可避な状況になると、太兵衛は大坂に入り、籠城戦に参加した。二度の大坂の陣では御宿正友の騎下に属し、同二十年における岡山表の戦いでは、御宿の部隊は加賀藩主前田利常の軍勢と激突し、太兵衛も利常の家臣と鎧合わせしている。

大坂の陣は豊臣家の敗北に終わり、戦場から落ち延びた太兵衛は、丹波国桑田郡野々村、次いで山城国葛野郡小野に身を隠したが、敗者とはなったものの、組子の者たちの大坂の陣での戦働きが評価されないまま忘れ去られてしまうことを無念に思った。そこで太兵衛は、岡山表で鐘を合わせた前田利常家臣のいる加賀まで秘かに出向き、鐘合の相手を見つけ出し、自身と組子たちの戦功の確認を行った。このように太兵衛が、捕縛される危険を冒してまでも、戦功の証明にこだわった背景には、大名家への仕官を叶えるという目的があったと推測される。当時の大坂落人は、幕藩領主にとって警戒対象であり、いつ身柄を拘束されてもおかしくない状況が続いていた。その一方で、未だ世情不穏な中にあって、大名達が落人の戦功を高く評価し、秘密裏に彼等を召し抱える事例が少なからずみられた。太兵衛はこうした事例を見知ったため、自身の戦功を明らかにすることに躍起になったのではないかと思われる。

その後、年代は不明ながら太兵衛は播磨姫路で本多忠義に仕官し、知行合力米一〇〇〇石を得ている。加賀藩士との間で戦功確認を行ったことが、仕官にあたり功を奏したのだろう。本多家は幾度かの転封を経て慶安二年（一六四九）に陸奥白河城主となるが、太兵衛も主に従って白河へ移り、万治二年（一六五九）に八十六歳で死去した。

二 「次第」と「覚書」との関係

まずは、両史料の書誌情報と伝来を確認する。

「次第」は現在「小早川家文書」の中の一通として、京都女子大学図書館に所蔵されている。⁽⁷⁾「小早川家文書」とは、早川太兵衛の出身である、丹波国船井郡西田村の小早川家に伝来した文書群である。年代の判明するものでは天正二〇年（一五七七）から明治三十一年（一八九八）までを確認でき、合計一二三点の文書が現存する。また、「次第」の法

量は、縦二三・八cm、横六一・二cmである。形態は継紙（未装卷子本）で、十七紙の堅紙を張り継いでいる。

一方の「覚書」であるが、『大日本史料』が翻刻に際して底本としたのは、東京大学史料編纂所所蔵の謄写本（大坂合戦覚書）請求記号二〇四〇・五一―一〇五）である。東京大学史料編纂所の所蔵史料目録データベースによると、同謄写本は、小早川彦六氏所蔵史料を採訪し、明治二十年に作成したものである。

この小早川彦六氏とは、先に紹介した、丹波国船井郡西田村の小早川家の当主である。⁽⁸⁾所蔵史料目録データベースによれば、小早川彦六氏所蔵史料の中には「小早川家覚書」という史料があり、「覚書」とともに謄写本が作成されている。実は、この「小早川家覚書」の原本と思われる史料は現在「小早川家文書」の中にある。こうしたことから、小早川彦六氏は「小早川家文書」の旧蔵者であることがわかる。

以上から、「覚書」は現在所在が不明となっているが、かつては「小早川家文書」に存在したことが確認出来る。また、このように所蔵先を確認すると、「次第」「覚書」の両史料とも、かつては小早川家に伝来していたことがわかる。ただし、なぜ太兵衛の戦功覚書が、子孫の早川家ではなく本家の小早川家に伝来することになったのかは不明である。

続いて、両史料の内容を比較・検討し、史料の性格について考察する。

まず、両史料を読み比べると、相互に書き落とされた記述のあることに気付く。これらは戦功覚書の内容を筆写した際の脱落であり、このことから判断して、両史料は一方が親で他方が子という関係にあるのではなく、いずれも原本から書き写されたか、あるいは別の写本から転写された史料であると言える。

「覚書」には謄写本を作成した際に付けられた付箋箇所が何ヶ所あり、たとえば「覚書」の末尾付近には、「原巻以下半切紙ニテ記載ア

り、書体毛前文ト異ナリ」と注記された付箋がある。付箋の記述に該当する箇所は、後掲史料翻刻の32〜38箇条目になる。すなわち、「覚書」の原本では、文末に半切紙が使用されていたこと、計二名分の筆跡があったことが判明する。一方、「次第」では該当箇所は半切紙ではなく、筆跡も全体を通して一筆である。こう述べると、「次第」は、二筆で書かれていた「覚書」を一人の人物が写したため、一筆になっているように思えるかもしれないが、先述した通り両者が親子関係にあるとは考えられないので、写しを作成する過程の違いによるものである。

先に述べたとおり、両史料は相互に写し落とされている記述がある。たとえば、「次第」では冒頭、「覚」に続いて、「早川太兵衛大坂鎗場之次第咄申ヲ書留置候事」とする一文が記されており、本戦功覚書の成立事情に関する情報が明記されている。なお、両史料とも、早川太兵衛のことは、「拙者」や「我等」といった一人称ではなく、一貫して「早川太兵衛」という第三者の呼称で表記されているので、右の「早川太兵衛大坂鎗場之次第咄申ヲ書留置候事」という記述と合わせると、早川太兵衛の戦功覚書は、彼が話したことを誰か（具体的には不明）が書き留めることにより作成されたものであることがわかる。

次に「覚書」の本文中には複数の虫損があり、文字の判読が困難な箇所が存在するが、「次第」には虫損がなく、「覚書」で欠落した情報を補うことができる。たとえば「覚書」の20箇条目は、「腰□□□□□□□ナシウチノ甲着タル武者」となっており、それを底本とした『大日本史料』でもその通りに翻刻されているが、「次第」を参照することで、「腰ミノシテ金ノナシウチノ甲着タル武者」と補訂することが出来る。

最後に、絵図の描写範囲について述べる。「次第」「覚書」には共に、戦場の絵が描かれている。絵図の冒頭に「岡山表鎗場之絵図之次第」とあるとおり、岡山表の戦いにおける前田勢と大坂勢の鎗合わせの場所を

描いたものであることがわかる。両史料とも描写内容は同じだが、描写範囲に違いが認められる。具体的に言うくと、「次第」の方が、描写範囲が広く、「覚書」では、大坂城の桜御門より北側（史料の左側）の描写が省略されてしまっている。「次第」を見ると、大坂城内には、数種の樹木が特徴的に描き分けられており、それぞれ当時の人々には名の知られた樹木だったのではないかと考えられる。「覚書」で省略されている部分には、「次第」ではひととき大きな枯木が描かれている。大坂城の枯木と言えば、「蓮如上人袈裟懸の松」¹⁰が著名であるが、それを描いたものなのかもしれない。このように「次第」は、当時の大坂城内の景観をうかがう画像史料としても利用することができよう。

以上「次第」と「覚書」の関係について、その伝来と史料の性格に注目して述べてきた。太兵衛の戦功覚書の原本が所在不明となっている現状においては、残された写本から、元の姿を出来る限り復元することが必要とされる。そのためには、『大日本史料』に採録され従来知られていた「覚書」と別本である「次第」を複合的に検討し、情報量の多い後者をもとにして復元を試みる作業は有効であると言えよう。

三 翻 刻

《凡例》

- 一、京都女子大学図書館所蔵「覚（早川太兵衛大坂鎗場之次第）」を底本とした。
- 一、漢字は常用字に直した。変体仮名のうち、「江（え）」・「而（て）」・「与（と）」・「ニ（に）」・「者（は）」・「茂（も）」については小文字で表記した。

- 一、翻刻者による説明注は（ ）で、文字に関する注は〔 〕で示した。
- 一、京都女子大学図書館所蔵「覚（早川太兵衛大坂鎗場之次第）」にの

みみえる箇所は『』で、東京大学史料編纂所蔵謄写本「大坂合戦覚書」にのみみえる箇所は「」でそれぞれくくって示した。

一、各条文の冒頭に、1・2…の様に連番を付け、後述する概説に対応させるための便をはかった。

一、絵図は31と32の間に本来描かれているが、版面の都合上、翻刻の末尾に掲載した。

一、絵図内の文字部分にはA〵Oの記号を付け、絵図の後にその翻刻を掲載した。

覚

『早川太兵衛大坂鐘場之次第咄申ヲ書留置候事』

1 一元和元年乙卯五月七日大坂御合戦之砌、大野主馬千五百騎之大将也、右千五百騎之内ニ百騎頭拾五人在り、

2 一拾五人之百騎頭之内ニ番組御宿越前守、一組百騎之内ニ又拾人ニ壹人宛之組頭拾人在り、

3 一御宿越前守組下拾人之組頭之内早川太兵衛組下之面々書印也、

組頭 早川太兵衛
組下 沖次郎右衛門「尉」 鐘下討死
同断 立見市郎兵衛前日六日ノ合戦ニ討死

同断 佐々長右衛門「尉」 鐘下討死
同断 山本大蔵
同断 井上半兵衛「後ソラヒムラ住ス」

同断 山田文右衛門「尉」
同断 七條庄左衛門
同断 早川平左衛門 太兵衛弟也

同断 神尾左兵衛後「三」市郎左衛門ト云
同断 早川平左衛門 太兵衛弟也

4 一五月七日大坂御合戦之砌、大野主馬千五百騎桜之御門分押出シ、岡

山表江掛り候所ニ、其節御宿越前守如何存候哉、敵方ト城方両方馬上ニ見合、敵江掛り不申、御宿ハ反返シ申候ニ付、其手ハ崩敗軍仕

候、然所ニ早川太兵衛申候者、何茂鐘ヲ可仕ト存者ハ、爰ニ踏トマ

レト申候得ハ、其時太兵衛組下ニ沖次郎右衛門、佐々長右衛門「尉」、

神尾左兵衛、山田又右衛門、山葉左介、早川太兵衛以上六人大坂方

踏トマリ並居候て惣を仕申候、跡ハ崩申候事、

5 一其節御宿馬印ハ、浅キノ四半ノ大織掛之旗ニ御座候事、

6 一太兵衛急度存儀ハ、味方崩口之鐘ニ候ヘハ、縦鐘を合討死仕候而茂、

大坂方ノ鐘者崩口ノ鐘ニ而、追討ニ仕候など、後日ノ評判茂御座候

而ハ、骸ノ上之恥辱ト存、逆討死可仕候ハ、敵江御宿か旗ヲ掛ケ

而、何茂討死可仕与存、若又千ニ一生残り罷在り候而茂、後日の証拠ニ

も可成義与存、御宿馬印を敗軍ノ中カ、「太兵衛敵ヘ壹町五段程掛

ケ、則」岡山表道筋水たまり鐘場ニ押立、右六人之大坂方、加賀ノ

先手江掛り、鐘を仕申候事、加賀先手津田和泉守、同外記、野村左

馬之允、西尾隼人、簾原織部、丹羽織部、鐘場分少先ノ衆左脇宮木

采女、加茂外記、同右脇安見右近、伴野雅楽、以上加賀方拾人也、

太兵衛鐘合手津田和泉、同外記兩人也、

7 一大坂方六人之者加賀先手「へ」掛り、岡山表道筋水たまり与云所ニ

而鐘を合候事、

8 一岡山水溜与云所ニ土橋在り、此土橋ヲ加賀之先手踏越鐘合候所

「三」、後ニハ大坂方六人之者突立、土橋を踏越鐘合候、右六人ノ大

坂方之内沖次郎右衛門、佐々長右衛門「尉」爰ニ討死仕候事、

下ケ、又内甲与存突所ニ、内甲ニ入候与寛候、又三度目ノ鎗を内甲与存突所ニ、和泉左脇ニ金ノ切サキノ腰（糞）ノシテ、梨打甲着タル者三度目「ノ」鎗を長刀ニ而強弘申候、鎗ハ是迄ニ而五三兩方引取り申候事、

11 太兵衛組下山葉左助、山田文右衛門「尉」、神尾左兵衛党何茂鎗を合候、其場ニ而、山田文右衛門尉鎗疵ニケ所蒙、鎗引取り、文右衛門「尉」、浅キノ麦藁筋ノ三尺手ヌグイニ而手ヲ掛ケ申候ヲ、太兵衛見テ、此場ニ而手ヲ掛ケ申候事可在哉、鎗ハ仕ル、退而命ヲツゲト申候得ハ、文右衛門、太兵衛方江向而、ミタカノト申候所、重而太兵衛申候者、後日ノ証拠ニハ早川太兵衛可成ヲ退テ命ヲ次ト高音ニ敵味方ノ前ニ而申候得ハ、それ分文右衛門引取り申候、右三人之者「ノ」鎗場より直ニ退申候事、

12 太兵衛鎗場分城中江引取り申候時、歩行武者之事ニ候へハ、可然馬在之候ハ、何者ノ馬ニ而茂候得引たくり乗、城中迄可参与存見合罷在候、然所ニ何者之馬共不存、黒ノ馬四キ程茂在之、馬ニ梨地鞍ヲ置、浅キノ手綱掛ケ、口取り扣居候、此主ハ敵与組上へ成下江成居申候、然所太兵衛此馬可然与存、（理不尽）リフジンニムゾト乗所ニ、口取（放）はなし不申候を、其時太兵衛刀ヲ抜、口取ヲ一討ニと存振上候得ハ、口取り討レ申与存、アツト申口ヲはなし申所、手綱ヒツタク（鉸長）リ、カクヲアテ、一サンニ御城御門際迄乗付、それより乗捨御城中江入ル（候）、

13 太兵衛鎗場分直ニ退不申、御城中江入申候分ハ、先祖分相伝之感状、御城中陣小屋ニ差置申候ヲ捨置儀残念至極ニ存、鎗場より取りニ参候、最早落城ニ及、旁々火掛り、御門打、海老ヲヲロシ申ニ付、御門分入事相不叶所ニ、内より大綱ヲサケ申ニ付、大綱ニ取り付、石垣ヲ登り、御城中江入申候所、最早陣小屋茂焼失仕候故、右

之感状茂其節焼捨申候事、

14 御宿越前守桜之門より最前押出シ、両方見合、俄ニ引返シ申候ニ付、其手崩申候義、後ニ承候得者、真田左衛門尉方へ合戦之相談申合ニ罷越候与承候、其節御宿越前勢野木右近（正則）被討申候由、

15 「太兵衛事、其節大坂ヲ立退、丹波国桑田郡野々村与云所ニ忍罷在候、其後ニ山城国葛野郡小野与云所ニ忍罷在候事」

16 太兵衛事、山城国小野郷ニ忍罷在候内ニ存分ハ、今度大坂ニ而組子之者共、其身岡山表ニ而加賀之先手「へ」掛り、鎗ヲ何茂合候得共、其御家康公分大坂籠城ノ諸浪人之輩、御改易之御法度嚴敷御座候ニ付、何茂鎗之合手僉儀早速不罷成、鎗流居申候儀、太兵衛一偏ニ口惜存、山城之小野郷分忍而加賀江罷越、水野内匠・酒井寿庵ニ逢、組子之者共、其身鎗合手僉儀仕ル、組子何茂鎗合手相極候事、

17 太兵衛鎗合手津田和泉者、最前者相知レ不申候、其節水野内匠、酒井寿庵与申候者、太兵衛鎗合手ハ、朱具足ニ金之コク餅ノチラシノ具足為着武者、是か太兵衛鎗合手ニ而可有之哉と、加賀ノ侍共被申候所、太兵衛申候者、我等が合手左様ノ具足着タル武者ニ而無御座候、我等が合手ノ着タリ候具足者、ソコタメカ、ウルミ朱カ、此二いろの内ノ具足ヲ着たる武者ニ而御座候、何ものニ而茂不苦候、右此二色ノ内の具足為着武者、僉儀被成相知レ申候ハ、何時成共可被仰越候、その節早速罷越候而、僉儀可仕候、たとへ我等合手相知レ不申候而、鎗流申候共、少茂不苦候、我等組子ノ者共の鎗合手相知レ候得ハ、本望の至ニ御座候と申候得ハ、加賀の侍共、太兵衛鎗合手相知レ不申、鎗なかれ候儀難儀ニ存、是非最前申候朱具足の武者合手にて可有之与申候、太兵衛申候者、最前分何茂江申候通、我等合手朱具足之武（者）ニ而無御座候与申、小野へ罷帰り候事、

18 太兵衛鎗合手重而相知レ申候付、加賀分申来、早速加賀へ罷越僉儀

- 仕候事、
- 19 一 水野内匠、酒井寿庵被申候ハ、津田^ハ之和泉守具足ウルミ朱ノ具足ニ而、貴殿前方より被咄候口ふりニ相申候間、和泉ニ御逢、岡山表道筋水たまりの鐘ノ儀、僉儀可有候と両人之衆被申候事、
- 20 一 津田和泉ニ太兵衛逢、其場之儀僉儀ヲ仕候、太兵衛申候ハ、初手の鐘内甲与存ツク所ニ、「ホ」サキ少上り、甲ノ手ヘンカマジサシニ鐘当り候与覚申候、其時甲ツキカヤシノケニ成、内甲見江申候、如何御座候哉と尋申時、和泉被申候者、成程初手ノ鐘甲ノマジサシニ当り、其時ホサキニ三分程ヲシ込居申候、則御覽可有与被申、甲見セ被申、甲見申候、其時太兵衛申候者、初手「ノ」鐘先上り申ニ付、二度目ノ鐘ヲボシサゲ、又内甲与存ツク所、大形内甲へ入候与覚申候、如何御座候哉与尋申候、其時和泉被申候ハ、成程内甲へ入、其時下「ニ」ハ三枚ツキヲラレ申候、則此手にて候与被申候、扱太兵衛又三度目ノ鐘内甲与存ツク所ニ、和泉左脇ニ金ノ切サキノ腰^{□□}シテ金ノナシウチノ甲着タル武者、長刀ニテ我等鐘ヲ扱申候者ハ、何者ニ而御座候哉と太兵衛尋申候得ハ、和泉被申候者、其者ハ我等弟津田外記ニ而御座候与被申候、其時殊外強被扱申事ニ候、其後者大坂落城ニ付、互ニ鐘引取「リ」申候事、
- 21 一 其節鐘場ニ而ハ、相方歩行者折立而ノ鐘也、
- 22 一 津田外記ハ、其時加賀ノ使番ニ而御座候也、先手之者鐘合候か見テ参候へと御座候而、鐘場へ参ル事急ニ御座候ニ付、立帰言上申ニ不及、和泉与一所ニ而働申事、
- 23 一 太兵衛加賀へ鐘ノ僉儀ニ参候時、加賀ノ侍共、太兵衛ニ被申候者、今度大坂方ノ鐘ハ、崩口ノ鐘ニ而、ツカデカナハヌ鐘、正真ノサキノ捨バシノ鐘ト云物与申候、其時太兵衛加賀ノ侍共ニ申候者、大坂方ノ鐘崩口ノ鐘ニテ、突デカナハヌサギノ捨バシノ鐘与被申候ハ、何^ハ越前方馬印旗加賀方へ掛り候と見被申候哉与太兵衛申候、其時加賀の侍共申候者、其旗ハ懸り候茂崩候哉、儘ニ覚不申候与申候、其時太兵衛申候者、扱ハ加賀の侍共ハ、其節大キニウロタへ申候与存候、マナコダマ^{（眼玉）}見へタル者ハ老人も無之と存候、御宿か旗掛りタルも引タルモ覚不申候と御座候ハ、大キニウロタへ眼見へ不申与存候ト太兵衛申候得者、其時加賀ノ侍共申候者、誠ニ承ハ存出シ候、其節越前旗敗軍ノ内^{（うち）}此方へ掛り而、大坂方何^ハ鐘ヲ被合候所ニ在之候与覚申候与被申候、扱其旗は何者「カ」掛ケ申候哉与加賀衆尋被申候、其時太兵衛申候ハ、たとへ討死仕候共、敵へ旗をかけて討死仕候得者本望与存候、又ハ大坂方崩口ノ鐘ニ候得ハ、追討などに被致候など、後日ノ批判茂御座候「得」ハ、骸ノ上ノ恥辱与存、又ハ生残り候「て」も、後日ノ証拠ニ茂可成義と存、我等御宿か馬印壱町五段程敵方へ掛ケ、大坂方者共何も鐘を合申「候」事、
- 24 一 岡山表道筋水たまり与申所ハ、城中今^ハ老里之余茂御座候、一方ハ山ニ而、一方ハ足入の大ふけ中ニ海道在り、水溜りト云所ハ一方ノ山より水流出、一方の足入のフケへ水かゝり候、折節大坂の為要害ノ、件の大ふけをに^{（こ）}し置也、
- 25 一 水たまりハ海道の内^{（うち）}地窪なる所也、此所ニ土橋在り、最前ハ加賀勢此土橋を打越、大坂方六人之者共鐘を合候所、其後ハ大坂方より六人之ものともツキ立、土橋を踏越鐘を合候、其場ニ而大坂方佐々長右衛門尉、沖次郎右衛門尉兩人打死仕ル也、
- 26 一 此水たまりの大沼の廻ニ、其節加賀越前ノ大軍乃輩満々タリ、爰ニ而の鐘を見物ス、
- 27 一 太兵衛大坂ニ而鐘ヲ合候時ハ、歳四十二歳也、鐘合手津田和泉も同年也、
- 28 一 太兵衛丹波より大坂江籠城仕候節ハ、雑兵三十拾五人ニ而籠申候事、

- 29 一御宿越前守歳、其時分ハ七十歳程、打死也、関ヶ原大坂両度相勤由、
- 30 一太兵衛組子之内四人ハ、其日之使役ニ当リ、右ノ鑓場江不罷出候、立見市郎兵衛者前日六日ノ合戦ニ打死仕候也、
- 31 一太兵衛鑓合手津田和泉守より証抛ニ脇指・状ニ通参在之候、
〔大坂ニ而太兵衛之〕
- 32 一太兵衛大坂〔而之〕鑓ハ、ホカケテ式間壱尺也、
〔色〕
- 33 一甲ハ星サジい口、具足ハ真ゴン毛引也、
- 34 一陣刀ハ式尺八寸、作ハ大志津也、
- 35 一太兵衛儀、播州姫路ニ而本多之御家江罷出候事、
〔播磨國〕
- 36 一神尾左兵衛、山葉左介両人ハ、太兵衛より先ニ御家ヘ罷出候、
〔本多〕
- 37 一山田文右衛門『尉』ハ、何方ヘも不罷出、浪人ノ内病死仕候、生国江州者ニ候由、
〔近江國〕
- 38 一太兵衛儀、加賀ニ而何茂評判ニハ、太兵衛申者は、並之者にてはな
く候、かさハタハリ有テ、御宿人数敗軍之中に生死、後日之証抛ニ
も可成義を急度存、御宿か馬印を加賀の先手『へ』かけ而鑓を合候
事、扱太兵衛鑓の相手ノ為着具足の色憤鬧敷所ニテ、能慥ニ覚候
事、眼の明ニ能見ヘ申候申候事、
- 扱又加賀江鑓之僉儀ニ参、組子ノ者共之鑓流居申候を太兵衛僉儀
仕、何茂鑓ノ合手相究、鑓に仕候事唯者ニ而者なく候、勇士にて候与
感心申候事、これは加賀にての何茂評判之由ニ御座候事、

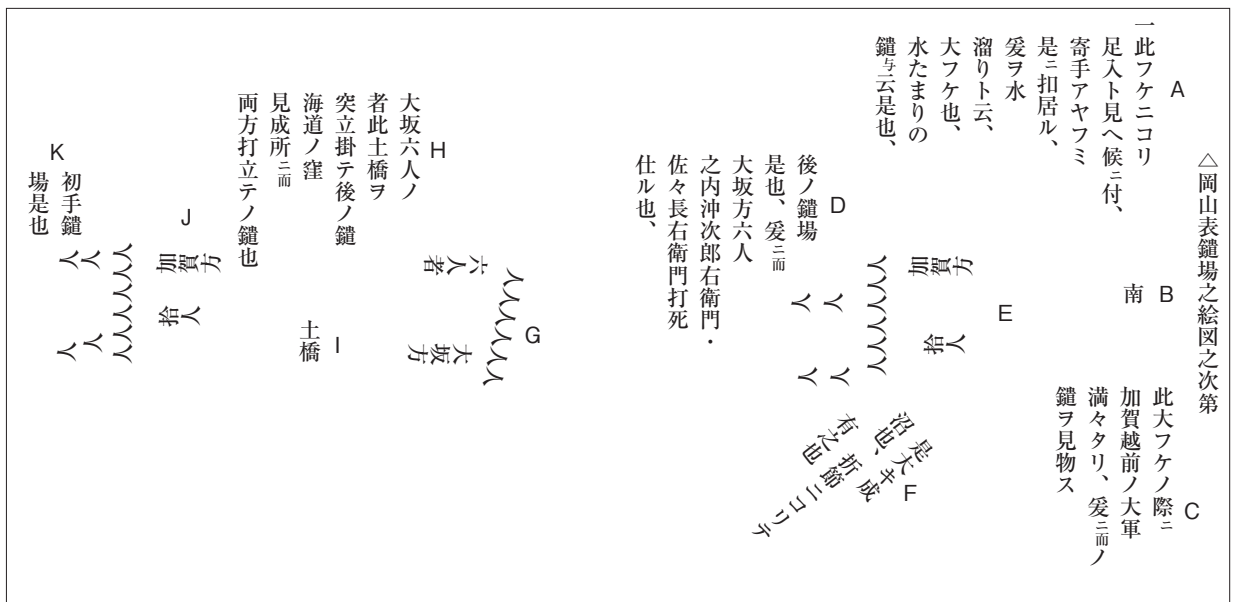
四 内容について

本章では、前章の全文翻刻を踏まえて、「次第」に見られる主要な内容について解説を行う。「次第」はその内容から、(一)慶長二〇年五月七日における岡山表の戦い(1~14)。以下、ゴシック太字の算用数字は、「次第」の翻刻に付けた箇条書きの連番を示す。(二)大坂の陣後における加賀藩士との交流(15~31)。(三)絵図(A~O)。(四)加賀藩士との交流後の、早川太兵衛や組子の来歴(32~38)と、大きく四つのパートに分けることが出来る。全三十八箇条にも及ぶ長文のため、すべての箇条を総花的に取り上げることはず、「はじめに」で述べたとおり、「次第」のうち、豊臣方からみた戦闘の経過や、大坂の陣後における大坂落人の動向、敵味方を越えた武士間交流に関する、いくつかの注目すべき箇条を取り上げ、解説をすることにする。なお、解説の内容が第一章の来歴と重なる点もあるが、この点あらかじめお断りしておく。

第一に、岡山表の戦いに関わり、これまで知られていなかった豊臣方の戦闘の経過を、具体的に読み取ることが出来る。来歴で触れた通り、早川太兵衛は御宿正友の旗下に所属していた。御宿は徳川方との全面対決のため出陣中、岡山表に通じかかったところで、敵勢と味方の双方を眺めて、突然進軍を止め、元来た道を引返してしまったのである。この時の太兵衛のとまどいが「其節御宿越前守如何存候哉」と表現されている(4)。

別の箇所では御宿の突然の翻意について、太兵衛は「真田左衛門方へ合戦之相談申合ニ罷越候与承候」と説明しており、岡山から西におよそ3kmと、近場の茶臼山(現在の大阪府大阪市天王寺区茶臼山町)に布陣していた真田信繁のもとへ相談に赴くためであった(14)。結果的に、御宿のこの行動が、味方勢に敗走したものと誤解され、豊臣方全体の士気を下げたこと、総崩れに陥ったのである。さらに御宿は、真田の元にたどり着くことなく、越前勢の兵士に討たれてしまった(「其節御宿者越前勢野木右近ニ被討申候由」)。このように豊臣方をめぐる戦局は流動的で、刻一刻と情勢が変化していた様子がかがえる。

指揮官不在となった太兵衛は、進軍するか、それとも退却するか、選択を迫られた。味方勢がみな敗退する中、組子の者達に、鑓合わせした者は、踏み留まれと号令した(4)。さらに、後日の戦働きの証抛と





するため、前田勢の陣営に果敢に攻め込み、御宿の旗印を立て掛けていく。このときの太兵衛は「骸ノ上之恥辱ト存、連討死可仕候ハ、敵江御宿カ旗ヲ掛ケ而、何義討死可仕存」と討死覚悟で戦功を挙げることに執着しており（6）、たとえ討死することになったとしても、何より戦功を挙げることを優先する、当時の武士の倫理観が読み取れよう。

第二に、大坂の陣後における大坂落人の所遇をうかがわせる記述が認められる。大坂の陣後太兵衛は、丹波国桑田郡野々村、次いで山城国葛野郡小野に隠れ潜んでいた（15～16）。このように人目を避けた理由は、当時徳川家康が、大坂落人を見つけ次第改易するよう命令を下していたからだという（16）。実際、大坂落城後間もなくの元和元年（一六一五）五月十二日付で、徳川秀忠付老中の土井利勝と酒井忠世から、大名達に対して、大坂落人が領内に潜伏していたら捕縛し、その身柄を京都へ移送するよう指示が布達されている⁽¹⁾。その後の大坂落人の処遇については、段階的に緩和され、助命は認められるようになったものの、落人の多くは、原則大名家に仕官することが禁止されており、最終的に元和九年（一六二三）閏八月二十八日に恩赦が下されるまで⁽²⁾、その立場は不安定なままだった。

しかし太兵衛は、先述した通り、大坂の陣で戦働をしたにも関わらず、自身を含め、組子の者たちの戦功が評価されないままになっていることを無念に思った。そこで太兵衛は、捕縛される危険性を犯してでも、加賀まで出向き、戦功の証明を行おうとした（16）。ここからも、戦功を尊ぶ、当時の武士の心性が浮かび上がる。

なお、太兵衛が加賀へ赴いた時期は「次第」には明記されていないものの、「家康公大坂籠城ノ諸浪人之輩、御改易之御法度厳敷御座候」（16）とあるように、先に取り上げた落人の捕縛令発令からそれほど遠くない時期で、なおかつ家康が生存している間に出向いたものと推定さ

れる。家康は元和二年四月十七日に亡くなっているため、大坂落城後の元和元年五月から同二年四月の間が該当しよう。

第三に、敵味方を越えた武士間交流の具体的な有り様が記載されている。加賀に到着した太兵衛は、加賀藩士の水野内匠、酒井寿庵と対面し、彼らが組子の者達の鎧合の相手であることを特定した（16）。しかし、太兵衛の鎧相手については、初回の加賀訪問時には判明せず、いったん小野へと帰郷している（17）。その後太兵衛は、水野・酒井両名を通じて、自身の鎧合の相手である津田が鎧合わせの相手だと特定した（18～19）。

再び加賀を訪れた太兵衛は、津田と甲冑の色（金の梨内の甲）や鎧傷（甲ノ頂辺カ眉久ニ鎧当り）「下ニ鹵三枚突折」など、実際に当時被っていた甲まで持ち出して微細に確認し合っている（20）。その間お互いの主張を巡り、時に口論に発展する場面もあった（23）。たとえば津田が、太兵衛ら大坂方の戦功を「崩口の鎧」だと過小評価すると、太兵衛は、御宿の旗が前田陣営内に立てられていたことを津田は覚えてもいないと非難して、加賀勢を「眼玉見ヘタル者ハ壱人も無之」などと罵倒している。ただし、こうした激しい口論があっても両者の関係が決裂するようなことにはならなかったようで、津田をはじめとする加賀藩士は、いずれも太兵衛の戦功を証明することに尽力した。このように加賀藩士が協力的であった一因として、当時の加賀藩内の事情が関係したのではないかと推測される。加賀藩では元和二年に、岡山表の戦いを含む、大坂の陣における藩士たちの論功行賞が実施されたが、戦功の優劣の判定をめぐる、家臣たちが互いに意見を譲らず、口論に及んだと言う。そのため、加賀藩はその後断続的に論功行賞のやり直しが繰り返されていった⁽³⁾。したがって加賀藩士達もまた再度の戦功吟味に備えて、太兵衛のような戦功の証人が必要としたのである。

注

- (1) 京都女子大学図書館所蔵『小早川家文書（丹波国船井郡西田村）』（資料ID・104501107、請求記号216・2/KO12/3）所収、整理番号65号文書。
- (2) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』十二編十九冊、東京大学出版会、一九七三年、五六九～五七九頁。なお、文字情報のみを収載となっており、「覚書」にある絵図は省略されている。
- (3) 母利美和・有働春香・三村明依子「山城国伏原家文書・伏見同心田村家文書・草津宿助郷大路井村文書・田丸城古記・丹波国船井郡西田村小早川家文書」（『史窓』六七、二〇一〇年）参照。小早川家文書の解説は母利氏執筆。
- (4) 「早川太兵衛勝正」（柏木輝久『大坂の陣豊臣方人物事典』宮帯出版社、二〇一六年、五三三～五三四頁）。
- (5) 「小早川家覚書」に拠れば、丹波の小早川家は、小早川隆景の養父・詮平という人物を初代とすると主張するが、安芸小早川家側の系図からは、養父は別の人物であり、詮平の実在は確認出来ない（前掲注3母利論文参照）。
- (6) 小早川家は江戸時代を通じて西田村の百姓であった（前掲注3母利論文参照）。
- (7) 文書目録・概要については前掲注3母利論文参照。
- (8) 安政三年（一八五六）生まれ、「彦六」は小早川家当主の通称。「覚書」の謄写本作成時の明治二十年には、西田村他九ヶ村連合戸長を務めていた（佐野精一「小早川彦六君」（『京都府会議員列伝』金口木舌堂、一八七四年、五九～六〇頁）。
- (9) 整理番号103号文書。
- (10) 大坂城の前身は、浄土真宗本願寺八世蓮如が建立した大坂（石山）御坊である。そのため大坂城内には現在も、蓮如が袈裟を掛けたと伝わる松の巨大な枯株が存在している。また、各種絵図から、江戸時代には大坂城本丸の天主脇に「袈裟懸の松」が存在したことがわかる（北川央『大坂城―秀吉から現代まで50の秘話―』新潮社、二〇二一年、一七八

（一八二頁）。

- (11) 「元和元年五月十二日付土井利勝・酒井忠世連署奉書写」（『佐賀県近世史料』第一編第二巻、佐賀県立図書館、一九九四年、三三四頁）。
 - (12) 「元和九年閏八月二十八日付板倉重宗書状」（『東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ二 浅野家文書』東京大学出版会、一九六八年、一六六頁、一二三号文書）。
 - (13) 加賀領内でも、落人の捕縛徹底が指示されていた（『元和元年五月十六日付前田利常書状』石川県美術館編『前田利常展―官営の加賀文化―』一九七六年、三〇頁、五号文書）。
 - (14) 「崩口の鐘」は「鷲の捨嘴」と言い換えており、味方陣営が敗色濃厚な中で、最後の抵抗を指す言葉。概して大勢に影響のない様を指す。
 - (15) 「三壺聞書」（財団法人前田育徳会編『加賀藩史料』第二編、清文堂出版、一九七〇年、六五二～六五八頁）。
- 〔付記〕本史料の全文翻刻および画像の掲載にあたり、所蔵館である京都女子大学図書館の許可をいただいた。また、本稿作成にあたり、松澤克行氏、さんごの会（第四次）の会員の皆様から様々ご教示いただいた。記して感謝申し上げます。
- なお、本稿は東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究（二〇二五年度）の成果の一部である。